令和8年度

大橋浄水場膜ろ過装置更新工事詳細設計委託業務

特記仕様書

いの町上下水道課

1. 業務名称

令和8年度　大橋浄水場膜ろ過装置更新工事詳細設計委託業務

2. 業務場所

吾川郡いの町足谷

3. 特記仕様書の適用範囲

本業務の施工に当たっては、本仕様書に基づき実施するものとする。但し、本特記仕様書に記載されていない事項については高知県土木部制定「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施するものとする。

4. 業務概要

本業務は、「令和7年度 本川地区（長沢・大橋）浄水施設更新基本設計」に基づき、大橋浄水場に設置されている膜ろ過装置の更新工事を実施するため、更新対象施設の現況を把握するとともに、更新計画、機器仕様、配置計画、配管計画、電気・計装設備等について検討を行い、工事に必要となる実施設計を行うものである。

（1）設計業務（計画処理水量60m3/日）

設計協議	1式
現地調査	1式
浄水場更新設計	膜ろ過装置、送水ポンプ、場内配管、薬注施設、中央監視施設

5. 業務内容

（1）設計協議

①第１回打合せ

設計工程、方針及び貸与資料の確認を行なう。

②中間打合せ

設計業務の主な区切りにおいて必要に応じて諸条件を確認する。

③最終打合せ

委託業務完了時における総括説明及び、成果品納入、検査の立会いとする。

（2）現地調査

設計対象施設の現地踏査、地下埋設物等の調査及び実施設計に必要な関係資料の収集・整理を行う。

（3）浄水場更新設計

①設計計画

計対象施設の工法検討、構造検討を行う

②各種計算

設計対象施設の構造計算、仮設計算を行う。

③設計図作成

位置図、平面図、断面図、詳細図、構造図及び工事占用に必要な図面を作成する。

④数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

⑤審査

基本条件確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

6. 管理技術者

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

7. 提出書類

①報告書(A4製本1部、電子データ)

②その他監督職員が指示するもの

8. その他

(1)本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と協議により決定する。

(2)発注者と関係機関との事前協議、地元説明会等に必要な技術資料等の作成を行い、必要であれば発注者とともに関係機関と事前協議を行う。

(3)配置予定の管理技術者及び担当技術者については、業務の円滑な履行並びに関係機関との協議及び調整等を円滑に行うため、履行期間中は高知県内に常駐するものとする。

なお、発注者から求めがあった場合は、高知県内に常駐していることを証する書類を提出するものとする。

9. 準拠する技術基準等

本業務を行うにあたり、以下の技術基準に準拠すること。

①水道施設設計指針(日本水道協会)

②水道施設更新指針(日本水道協会)

③水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)

④水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)

⑤その他